

履歴書及誓約書ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

第十條 職工就職後ソノ原籍現住所氏名其ノ他戶籍簿又ハ保證人ニ變更ヲ生ジタル時ハ遲滞ナク其旨當該係事務所ニ届出ヅベシ

第十一條 職工ノ定限年齢左ノ如シ

男子滿五十五歲、女子滿五十歲トス

但シ身體強健ニシテ特別ノ技倆アルモノハ詮議ノ上引續キ服務セシムルコトアルベシ

第十二條 總テ職工ハ其就職ノ日ヨリ本社共濟會ニ加入スベキ義務アルモノトス

## 第二章 見習職工

第十三條 見習職工習業セントスルトキハ修業料トシテ金貳拾圓ヲ本社ニ納付スベシ前項ノ修業料ヲ即納スルコト能ハザルトキハ見習期間中該金額ニ達スル迄一勘定毎

ニ日給ノ半額ヲ本社ニ支拂フベシ

但シ其就業日數カ勘定期間ニ於ケル作業日數ノ半數ニ滿タザル時ハ此限リニアラズ第十四條 見習ノ期間ハ就業ノ日ヨリ滿四ケ年トス

見習職工カ前項ノ期間ヲ終了シタルトキハ更ニ滿三ケ年引續キ在職ノ義務アルモノトス

第十五條 前條ノ期間ハ本社一ケ年ノ作業日數ヲ以テ一ケ年トシ之ヲ計算ス

但シ見習及義務年限中自己ノ都合ニヨリ休業シタルトキ及兵役服務期間ハ之ヲ在職年數ニ算入セズ

第十六條 見習及義務年限中ハ相當ノ日給ヲ支給シ又ハ昇給セシムルコトアルベシ

見習職工カ見習及在職ノ義務ヲ終リタルトキハ第十三條ノ修業料ニ相當スル金額ヲ支給シ又技術及行狀ノ如何ニヨリ伍長以上ノ待遇ヲ與フルコトアルベシ

## 第三章 作 業